

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 6 号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則（昭和46年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「 第5節 三田福祉ホーム（第63条～第70条）
- 第6節 陽光ホーム（第71条～第77条）
- 第7節 井田重度障害者等生活施設（第78条～第84条）
- 第8節 社会復帰訓練所（第85条～第90条）
- 第4章 雑則（第91条・第92条） 」

を

- 「 第5節 陽光ホーム（第63条～第69条）
- 第6節 井田重度障害者等生活施設（第70条～第76条）
- 第7節 社会復帰訓練所（第77条～第82条）
- 第4章 雑則（第83条・第84条） 」

に改める。

第3章第5節を削る。

第3章第6節中第71条を第63条とし、第72条を第64条とし、第73条を第65条とする。

第74条第3項中「第72条」を「第64条」に改め、同条を第66条とする。

第75条を第67条とし、第76条を第68条とし、第77条を第69条とし、第3章第6節を同章第5節とする。

第3章第7節中第78条を第70条とし、第79条を第71条とし、第80条を第72条とする。

第81条第3項中「第79条」を「第71条」に改め、同条を第73条とする。

第82条を第74条とし、第83条を第75条とし、第84条を第76条とし、第3章第7節を同章第6節とする。

第3章第8節中第85条を第77条とし、第86条を第78条とし、第87条を第79条とする。

第88条第3項中「第86条」を「第78条」に改め、同条を第80条とする。

第89条を第81条とし、第90条を第82条とし、第3章第8節を同章第7節とする。

第4章中第91条を第83条とし、第92条を第84条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。